

犬山市議会第 8 3 号議案

犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市
廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和
4 5 年法律第 1 3 7 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必
要があるからである。

犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市
廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

（犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例（昭和 50 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

（犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正）

第 2 条 犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（利用許可） 第4条 処理場等へ廃棄物を搬入しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び<u>第4項</u>若しくは第7条第1項の規定により市長の委託若しくは許可を受けた者又は市長が特に認めた者でなければならない。	（利用許可） 第4条 処理場等へ廃棄物を搬入しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び<u>第3項</u>若しくは第7条第1項の規定により市長の委託若しくは許可を受けた者又は市長が特に認めた者でなければならない。

○犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（多量の一般廃棄物） 第16条 法第6条の2第7項の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上又は一時の排出量が50キログラム以上のものとする。 2 略	（多量の一般廃棄物） 第16条 法第6条の2第5項の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上又は一時の排出量が50キログラム以上のものとする。 2 略